

八街市規則第30号

八街市審議会等の委員の公募に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八街市協働のまちづくり条例（平成29年条例第17号。以下「条例」という。）第17条に規定する附属機関等の委員の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する合議制の組織をいう。
- (2) 市民 条例第2条第4号に規定する市民をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道課をいう。

(委員の公募)

第3条 市長等は、審議会等の委員（以下「委員」という。）を選任するときは、委員の全部又は一部を市民から公募しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する審議会等については、この限りでない。

- (1) 法令等により委員の資格が定められている審議会等
- (2) 専門的な知識や経験等を要する審議会等
- (3) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報等を審議する審議会等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員の公募が適当でない認められる審議会等

(公募委員の数)

第4条 公募委員の数は、別表に掲げるとおりとする。

(公募の方法)

第5条 市長等は、委員を公募しようとするときは、当該委員の公募について次の各号に掲げる事項を市の広報紙及びホームページに掲載する方法その他市民に広く周知することができる方法により、2週間以上の期間を定めて募集しなければならない。

- (1) 審議会等の名称及び設置目的
- (2) 応募資格
- (3) 募集人数及び募集期間
- (4) 任期
- (5) 報酬又は報償
- (6) 応募方法
- (7) 選考方法
- (8) その他必要と認められる事項
(公募委員の応募資格)

第6条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の応募資格は、任期の開始日現在において、市民であるものとする。ただし、市議会議員及び市職員並びに2以上の市の審議会等の委員に公募により委嘱されている者は除く。

2 前項の規定にかかわらず、審議会等の設置の趣旨、役割等を踏まえ、適宜資格要件を付加することができるものとする。

(応募方法)

第7条 公募委員に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記入した申込書、作文その他必要な書類（以下「申込書等」という。）を、市長等に提出するものとする。

- (1) 応募する審議会等の名称
- (2) 住所、氏名、電話番号、性別及び年齢（市内に住所を有しない者は、勤務先又は就学先の名称、所在地及び電話番号を含む。）
- (3) 応募理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長等が必要と認める事項

(選考方法)

第8条 公募委員の選考は、前条に規定する申込書等による書類審査とする。

この場合において、当該書類審査により公募委員を決定することが困難なときは、併せて面接により決定することができるものとする。

2 前項の規定による選考により、なお、複数の委員の候補者がある場合は、当該候補者から抽選により委員を決定することができるものとする。

3 前2項の選考を行うため、審議会等を所管する部署に選考委員会を設置する。

4 選考の結果は、選考後速やかに、応募者全員に通知するものとする。

(選考委員会の組織)

第9条 前条第3項に規定する選考委員会は、八街市行政組織条例（平成4年条例第51号）第1条に規定する部の長及び教育次長を構成員とする。

2 前項に定める者のほか、市長が必要と認める関係職員を構成員とすることができる。

(公募の特例)

第10条 公募委員を募集したにもかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる理由により募集した人数に達しなかった場合で、当該募集した人数を満たす必要があるときは、公募によらず公共的団体等からの推薦その他の方法で委員を選任することができるものとする。

(1) 応募がなかった場合又は募集した人数に応募者が達しなかった場合

(2) 選考の結果、募集した人数に達しなかった場合

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に委員を委嘱している場合において、この規則の規定は、当該委員の任期が終了する日後新たに委嘱する委員から適用する。

別表（第4条）

公募委員の数

審議会等委員の定数又は上限の数	公募により選任する委員の数
20人以上	3人以上
10人以上19人以下	2人以上
9人以下	1人以上